## 議案第50号

世田谷区特別区税条例の一部を改正する条例上記の議案を提出する。

令和3年6月14日 提出者 世田谷区長 保 坂 展 人

(説明) 地方税法等の改正に伴い、非課税限度額の算定及び均等割の軽減の判定の 基礎となる扶養親族の対象、特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控 除の特例の適用期間等の見直しを行うとともに、規定の整備を図る必要があるので、 本案を提出する。 世田谷区特別区税条例の一部を改正する条例

世田谷区特別区税条例(昭和39年12月世田谷区条例第74号)の一部を次のように改正する。

第10条第2項中「扶養親族の」を「扶養親族(年齢16歳未満の者及び控除対象 扶養親族に限る。以下この項において同じ。)の」に改める。

第14条第1号中「扶養親族」の次に「(年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。)」を加え、同条第2号中「二人」を「2人」に改める。

第20条第1項第2号から第4号までの規定中「当該法人」を「出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人」に改め、同項第5号中「を除く」を「及び出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除く」に改める。

第24条の2第4項中「所得税法第198条第2項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている」を「令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす」に改め、「次条第4項」の次に「及び第36条の9第3項」を加え、同条第5項中「申告書が」の次に「その提出」を加え、「事項を」を「事項についてその提供」に、「が提供」を「がその提供」に、「受理された日」を「申告書は、その受理された日」に、「提供を受けた日」を「申告書に記載すべき事項は、その提供を受けた日」に改める。

第24条の3第1項中「控除対象扶養親族を除く」を「年齢16歳未満の者に限る」に改め、同条第4項中「所得税法第203条の6第6項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている」を「令第48条の9の7の3において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす」に改め、同条第5項中「申告書が」の次に「その提出」を加え、「事項を」を「事項についてその提供」に、「が提供」を「がその提供」に、「受理された日」を「申告書は、その受理された日」に、「提供を受けた日」を「申告書に記載すべき事項は、その提供を受けた日」に改める。

第36条の7中「第2条第4項ただし書」を「第2条第3項ただし書」に改める。 第36条の8第1項各号列記以外の部分中「つぎ」を「次」に改め、同項第1号中 「本条、次条第2項および」を「この条、次条第2項及び第3項並びに」に、「およ び次条第1項」を「及び次条第1項」に、「および第36条の4」を「及び第36条 の4」に改め、同項第2号中「および」を「及び」に、「または」を「、又は」に改 め、同条第2項中「および」を「及び」に改める。 第36条の9に次の2項を加える。

- 3 第1項の退職手当等の支払を受ける者は、退職所得申告書の提出の際に経由すべき退職手当等の支払をする者が令第48条の18において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該退職所得申告書の提出に代えて、当該退職手当等の支払をする者に対し、当該退職所得申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。
- 4 前項の規定の適用がある場合における第2項の規定の適用については、同項中「 退職所得申告書がその提出」とあるのは「退職所得申告書に記載すべき事項につい てその提供」と、「支払をする者に受理されたとき」とあるのは「支払をする者が その提供を受けたとき」と、「退職所得申告書は、その受理されたとき」とあるの は「退職所得申告書に記載すべき事項は、その提供を受けたとき」とする。

付則第2条の4第1項中「扶養親族の」を「扶養親族(年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。)の」に改める。

付則第3条中「令和4年度」を「令和9年度」に改める。

付則第15条第1項中「第30条」を「第30条第1項」に、「指定」を「指定(次項から第8項までにおいて「初回車両番号指定」という。)」に改め、同条第2項中「、当該軽自動車が平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、「令和3年度」を「、令和3年度」に改め、同条第3項中「この項及び次項」を「この条」に改め、「、当該ガソリン軽自動車が平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、「令和3年度」を「、令和3年度」に改め、同条第4項中「、当該ガソリン軽自動車が平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、「令和3年度」を「、令和3年度」に改め、同条第5項中「同項の」を削り、「令和3年度」を「、令和3年度」に改め、同条第5項中「同項の」を削り、同条第6項中「第15条第1項から第4項まで」を「第15条第1項から第8項まで」に改め、同項を同条第9項とし、同項の前に次の3項を加える。

6 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車(自家用の 乗用のものを除く。)に対する第39条第1項の規定の適用については、当該軽自 動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受 けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

- 7 法附則第30条第7項の規定の適用を受ける三輪以上のガソリン軽自動車(営業用の乗用のものに限る。)に対する第39条第1項の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第3項の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。
- 8 法附則第30条第8項の規定の適用を受ける三輪以上のガソリン軽自動車(前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。)に対する第39条第1項の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第4項の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

付則第15条の2第1項中「前条第2項から第5項まで」を「前条第2項から第8項まで」に改める。

付則第19条に次の1項を加える。

2 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第 6条の2第1項の規定の適用を受けた場合における付則第3条の5の2第1項の規 定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは「令和17年度」と、「 令和3年」とあるのは「令和4年」とする。

附則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当

該各号に定める日から施行する。

- (1) 第20条第1項の改正規定及び付則第3条の改正規定並びに次条第1項の規定 令和4年1月1日
- (2) 第10条第2項、第14条第1号、第24条の3第1項及び第36条の7の改正規定並びに付則第2条の4第1項の改正規定並びに次条第5項の規定 令和6年1月1日

(特別区民税に関する経過措置)

- 第2条 この条例による改正後の世田谷区特別区税条例(以下「新条例」という。) 第20条第1項の規定は、所得割の納税義務者が令和3年4月1日(以下「適用日」 という。)以後に支出する同項各号に掲げる寄附金又は金銭について適用し、所得 割の納税義務者が適用日前に支出したこの条例による改正前の世田谷区特別区税条 例(次項及び第3項において「旧条例」という。)第20条第1項各号に掲げる寄 附金又は金銭については、なお従前の例による。
- 2 新条例第24条の2第4項の規定は、適用日以後に行う同項に規定する電磁的方法による同項に規定する申告書に記載すべき事項の提供について適用し、適用日前に行った旧条例第24条の2第4項に規定する電磁的方法による同項に規定する申告書に記載すべき事項の提供については、なお従前の例による。
- 3 新条例第24条の3第4項の規定は、適用日以後に行う新条例第24条の2第4項に規定する電磁的方法による新条例第24条の3第4項に規定する申告書に記載すべき事項の提供について適用し、適用日前に行った旧条例第24条の2第4項に規定する電磁的方法による旧条例第24条の3第4項に規定する申告書に記載すべき事項の提供については、なお従前の例による。
- 4 新条例第36条の9第3項の規定は、適用日以後に行う新条例第24条の2第4項に規定する電磁的方法による新条例第36条の9第3項に規定する申告書に記載すべき事項の提供について適用する。
- 5 新条例第10条第2項、第14条第1号、第24条の3第1項及び第36条の7 並びに付則第2条の4第1項の規定は、令和6年度以後の年度分の特別区民税について適用し、令和5年度以前の年度分の特別区民税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第3条 新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、令和3年度以後の年度 分の軽自動車税の種別割について適用し、令和2年度以前の年度分の軽自動車税の 種別割については、なお従前の例による。